

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年 3 月 29 日)

○ 小林博次委員長

それでは、ただいまから防災対策条例調査特別委員会、開会させていただきます。

きょうの流れですけれども、前回、20番、要配慮者等への支援、26番、石油コンビナート等の防災対策、これを審査して、その次に、条文素案の検討で、19番、防災教育の推進、21番、避難対策、22番、避難所の整備等、23番、災害ボランティアの受け入れ等、24番、総合的な治水対策の推進、これを検討させていただきます。

その次に、条文素案の検討に向けた調査研究で、28番、応急体制の確立、29番、避難所の開設等、30番、医療救護体制の確立、31番、帰宅困難者への支援、32番、復旧・復興対策、33番、復興体制の確立について審査させていただきます。

それでは、まず、きょうの議題に入りたいと思います。

出席者はお手元に配ってあるかな、これは。欠席は1名、届けられています。

それでは、まず、20番の前の質疑の答えを用意しましたので出させていただきますが、要配慮者等への支援、これについて、それから26番の石油コンビナート等の防災対策、これについて事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

おはようございます。議会事務局の一海でございます。

お手元、紙でご用意してございますA3資料、右上(20)要配慮者等への支援、こちらの資料からごらんいただけますでしょうか。

前回での委員会でのご議論を踏まえまして正副委員長のほうでご検討いただいた修正箇所、着色のほうさせていただいてございます。

まず、ページ左側、条文のほう、第2項と第3項のほうをごらんください。

前回、この要配慮者に関するこの条文におきまして、地域での名簿利用を促進させ、それに協力をいただくような共助、自助の主体を主語にした条文を設けてはどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、まず第2項において主語を、この前の市から避難支援等関係者に改めまして、それに基づいて避難支援等関係者に体制の整備を努めていただく形の文言として整理をさせていただいてございます。それでは、修正後の条文を読み上げさせていただきます

す。

第2項、避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。以下同じ。）は、市と連携し、要配慮者のうち、避難行動要支援者（同法第49条の10、第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）に対し、災害時における避難の支援、安否の確認、救助等（以下この条において避難支援等という。）を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならない。

また、解説部分につきましては、条文の内容に合わせて修正をいただいております。

そして、次、第3項の条文をごらんください。

こちらは新たに前回から1項加えた条文でございます。読み上げをさせていただきます。

第3項、避難行動要支援者及びその家族は、避難支援等関係者に対し、避難支援等を受けるために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

また、この解説部分につきましても新たに加えた部分を読み上げさせていただきます。

第3項関係、避難行動要支援者の方やその家族は、災害時の避難の際にみずからできること、みずから行うことが困難なこと、必要とする支援の内容など避難支援等を受けるために必要な情報を、日ごろから地域での防災活動や交流の機会などを通じて避難支援等関係者へ提供するように努めていただくよう本項を規定することとしました。地域で情報共有されることにより、避難行動要支援者の皆さんにとってもより円滑な避難支援等を受けやすくなります。

そして、本市では以降につきましては、前回第2項の解説にあった部分をこれを今回加えた第3項の条文に即した内容でありますことから、この第3項の解説部分に移行していただいております。

そして、次のページのほうをごらんください。

ひし形から続く部分でございますけれども、前回のご議論の中で、名簿の更新や個別計画の策定は非常に重要であり解説部分に明記してはどうかとのご意見をいただきました。これを反映した形で3行目から5行目の着色部分を追加いただいております。

その部分、読み上げさせていただきます。

避難行動要支援者名簿を随時更新して、避難行動要支援者それぞれの状態、状況に合わせた避難支援計画を策定するなど、名簿の情報を利用して地域での見守り活動や防災訓練の実施などに生かしていただきますと、趣旨を加えていただいております。

こちらの項目は以上で、引き続きまして、（26）石油コンビナート等の防災対策、右上

でございますこちらもA3資料、こちらの紙の資料をごらんいただけますでしょうか。

資料右側の解説部分、第2項の解説部分でございますけれども、ひし形の記載の上につきまして前回の委員会の中で、本市が参加する二つの協議会のみ記載となっていたため、地域の住民の方とコンビナート企業での会議が行われているという実態に即した記載内容としてはどうかのご意見をいただきました。

それを踏まえまして修正をいただいております。修正部分、読み上げをさせていただきます。

二つの協議会を初め、各地域でコンビナート事業所と近隣住民の間での意見交換や事故発生時の連絡体制の確立に取り組んでいますが、本条例の制定を機にさらにこれらの充実に努めていただくものです。

修正については、説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

読み上げていただいたとおりですが、ご意見があれば出してください。

○ 山口智也委員

要配慮者への支援というところで、今回修正をしていただきまして、大変ここは重要な部分で、行政だけではできるものではありませんので、地域の役割ということもつけ加えていただき、非常によくなったと思います。

それから、名簿の定期的な、随時的な更新であるとか個別計画のことも具体的に記述をしていただきましたので、ここも具体的になって大変よくなったと思います。

正副委員長を初め皆さんに感謝したいと思います。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。ちょっと前回の会議以降、妊婦さんのストラップがありますよね。実は、実際に電車に乗ってしまして、そのストラップをかばんにつけておられる妊婦さんがみえて、やっぱり座ることがなかなかされなかったとか難しかったんですけど、この市の条例でこの部分で、その辺の、県もストラップ、あれしていますし、本市においてもストラップを今後妊婦さんに対して配慮していくと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。ちょっと私も前回発言を忘れていましたもので、きょうこの場でちょっと委員

長にちょっと、済みません。

○ 小林博次委員長

どうしますかね。

○ 萩須智之副委員長

ヘルプマークのあれとかですよ。

伊藤委員が言われるのはヘルプマークとか、そういう何かしら不自由されている方、こういう要支援まで行かないけれどもという方に対する配慮ですよ。ちょっと確認です。

○ 小林博次委員長

要支援者にそういうものも含めて対応する、こんなことを少し考えて入れてみますかね。

○ 伊藤嗣也委員

もし可能であれば。

○ 小林博次委員長

そうですね。

○ 樋口博己委員

今の答え、大事な部分だと思いますので、例えば、逐条解説か何かで少しヘルプマーク等とか、そんなんを入れていただくと少しいいのかなと思います。

○ 小林博次委員長

それでは持ち帰って検討して反映できるような、そういうことで進めていきたいなと思います。

ほかにありますか。

20と26番はこの程度でよろしいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

それでは、次へ進めていきたいと思えます。

それでは、条文素案の検討で、19番の防災教育の推進、これは、19、21、22、23、24、これ、事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

それでは、災害予防対策の五つの条文素案につきまして、正副委員長のほうでご準備いただきました内容、読み上げのほうをさせていただきたいと存じます。

まず右上、お手元、紙資料、同じく（19）防災教育の推進のほうをごらんくださいませ。では、読み上げのほうをさせていただきます。

防災教育の推進。市は家庭、職場、地域等における自主的な防災活動が促進されるよう学校教育及び社会教育を通じあらゆる世代を対象として防災教育を推進し、防災に関する知識の普及を図るものとする。

解説。市民や事業者の皆さんが主役となって日ごろから防災に関する知識や技能を習得するための学びの機会に数多く参加していただくことは、本市の防災力を高めるための大きな力となります。そのため、家庭、職場、地域などでのさまざまな機会において自主的な防災活動を促進していただけるよう、本市が学校教育や社会教育を通じあらゆる世代を対象として防災教育を推進し、防災に関する知識の普及を図るよう本項を規定することとしました。これからの防災対策を担っていく子供、学生など若い世代への学校教育はもとより講演会や研修会、出前講座、イベントの開催など、全ての市民を対象とした社会教育を通じてあらゆる世代に防災に興味を持っていただき、防災の知識を普及させていくことにより、市民の皆さんが自主的に備蓄を行ったり、地域での防災の担い手となるなど災害に備えるための具体的な行動に広くつながっていくことが期待されます。また、防災教育の推進に当たっては、本市でこれまでに発生した大雨や台風による洪水、土砂災害、地震、津波などの災害の記録を活用して、災害を身近なものと感じていただく啓発を行うほか、洪水や津波による浸水、液状化などの被害想定に関する情報を提供したり、これまで実際に被災現場を訪れた方や過去の大規模災害での被害や教訓を伝える語り部からの体験談を聞く機会を設けるなど、多様な手段を活用することとします。

引き続きまして、次の資料、(21) 避難対策、こちらの資料のほうをごらんいただきま
すでしょうか。先ほどの下にございます。

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

いいです。

○ 一海議会事務局主幹

避難対策。第1項、市はあらかじめ避難勧告等（避難の勧告もしくは避難の指示、また
は避難準備情報等の発令をいう。以下同じ。）を行う際の判断の基準を明確にして広く啓
発するとともに、災害時において避難勧告等の情報を確実に伝達するための環境を整備す
るものとする。

第2項、市民等及び事業者は災害が発生し、または発生するおそれのある場合において
迅速かつ円滑に避難行動をとることができるよう、あらかじめ避難場所、家族及び従業員
との連絡方法等を確認し避難計画を立てるよう努めなければならない。

用語。避難の勧告もしくは避難の指示、または避難準備情報等の発令について、避難勧
告は災害対策基本法に基づき、避難の指示は災害対策基本法及び水防法に基づき、それぞ
れ行います。また、避難準備情報等の発令は四日市市地域防災計画に基づいて行います。
なお、国の避難勧告等に関するガイドラインに基づき本市が発令する避難情報は、下記の
とおりです。

以下、表のほうは省略のほうをさせていただきます。

右側、解説部分をごらんください。

第1項関係。本市は水害、土砂災害、津波災害それぞれの災害について危険度に応じて
3種類の避難情報、避難勧告等を適切な時期に発令する必要があります。市民や事業者の
皆さんがそれらの避難情報の意味や違いを正しく理解して適切な避難行動をとっていただ
くことが何より重要です。そのため本市は防災訓練、講習会や、地域でのイベントの機会、
広報等を通じ避難勧告等を行う際の判断基準を明確にして広く啓発を行っていくこととし
ます。

また、実際の避難行動につなげていただくためには、避難勧告等の情報を市民の皆さん
に伝達することが特に重要であることから本市が防災行政無線、テレビ、ラジオ、安全・

安心防災メールや緊急速報メール、市ホームページ等、広報車などの手段により災害時に確実に伝達するための環境を整備することもあわせて本項で規定しました。

第2項関係。市民や事業者の皆さんには災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速かつ円滑な避難行動をとっていただくために事前の想定や準備を十分に行っていただくことが大切です。そのため家族や会社の同僚等とともに災害の種別ごとに避難場所、災害時の家族や親戚、従業員等との連絡方法や安否確認の方法について、身近な人と話し合っ確認し、一人一人の避難計画を立てるように努めていただくことを本項で規定しました。

本市では、家庭や地域、学校を中心とした自助、共助の取り組みを支援、強化するため、本市における過去の災害を紹介するとともに災害から命を守る対応を確認し、家族の避難計画を考えていただくための家族防災手帳を平成27年8月に作成して全戸配付し、毎年小中学生を通じた配付も行っています。ぜひ皆さんで活用していただき、災害時の行動について身近な人と一緒に考えてみてください。

続きまして(22)でございますけれども、私の説明からの前に、前回のご質問の資料のほうのご説明をいただきたいと思います。

○ **松久経営企画課課長補佐**

経営企画課長補佐、松久です。

タブレット資料になります、14特別委員会、01防災対策条例調査特別委員会、それから、12平成30年3月29日、10番、上下水道局の資料になります。

○ **一海議会事務局主幹**

タブレットにあります。

○ **小林博次委員長**

はい、説明してください。

○ **松久経営企画課課長補佐**

大丈夫ですか。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 松久経営企画課課長補佐

失礼いたします。

被災時の応急給水について説明いたします。1枚めくっていただいて1ページです。

応急給水については緊急用貯水槽や緊急遮断弁つき配水池などさまざまな手法で応急給水用の水を確保しております。拠点給水を行うほか、防災拠点や指定避難所など運搬給水を行うこととしております。

現行の応急給水施設について、①、②、③とございまして、それぞれ今から説明いたします。

①としまして、耐震型緊急用貯水槽。これは市民が直接水を取りに行き、給水拠点として沿岸部に13カ所設置しております。これは初期対応として位置づけており、沿岸部の市街地のどこからでも、おおむね1.5kmの範囲に位置するように設置しております。これは沿岸部の住民12万人の方が3日間、1日3リットルの飲料水に相当します1100リットルを備えております。設置場所、それから容量については、ごらんの表のようになっております。

②緊急遮断弁つき配水池についてご説明します。市民が直接取りに行く拠点給水施設、あるいは指定避難所等に運搬する運搬給水施設として市内15の配水池のうち9カ所、9の配水池に備えております。市民31万人に対して飲料用のほか生活用として考慮しまして10日分、合計で3万5000m³の水を備えております。設置場所、容量についてはごらんの表のようになっております。

1枚めくっていただいて、③学校に配置されている受水槽についてです。

指定避難所となる小学校13校、中学校11校に設置されている受水槽に緊急遮断弁をつけて水を確保しております。夏休みなど長期間水道の利用がない期間は生活水として利用し、その他の期間は飲料用水として活用することができます。

今後の取り組みについてです。応急給水については以下の二つのことについて、導入に向けて考えておきます。

一つ目といたしまして、復旧給水栓。これは被災した水道管路の復旧を優先して進める場所の周辺にあります学校、公園などに給水栓をあらかじめ設けることによりまして、早

急に自宅避難者の身近な場所で応急給水ができるようにするものでございます。

二つ目といたしまして、消火栓を利用した応急給水栓。市内には火災の消火を目的に約6000カ所の消火栓が設置されております。この6000カ所の消火栓が被災していない消火栓を利用いたしまして即時に応急給水ができるようにするもの、こういったことを検討していこうと考えております。

1枚めくっていただきまして、先ほどの受水槽、小学校、中学校にある受水槽についてですが、これの緊急遮断弁をつけておるものには丸をつけておりまして、それに対して容量を、一覧をあらわした表をここに参考につけさせていただいております。

説明は以上になります。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

また、お手元の紙資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。A3資料右上に(22)避難所の整備等とございます、こちらのほう、読み上げのほうさせていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

よろしいですな。オーケーやね。

○ 一海議会事務局主幹

避難所の整備等。第1項、市は指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）の計画的な整備に努めるとともに、福祉避難所（指定避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所として、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等をいう。以下同じ。）の拡充に努めるものとする。

第2項。市は指定避難所が災害時における地域の生活拠点及び活動拠点として十分に機能を果たすよう飲料水、食料、毛布等の必要な物資を確保し、及び自家発電装置、災害用

トイレ、応急給水施設等の防災上必要な設備の充実に努めるものとする。

用語。指定避難所について、各地区市民センター、小学校、中学校など118カ所の公共施設等を指定しています。

福祉避難所について、社会福祉施設等の協力をいただいて64施設と協定を締結し、災害時に福祉避難所として利用することとしています。

災害用トイレとは、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどをいいます。不要となった浄化槽を利用したマンホールトイレを指定避難所に4カ所設置しています。羽津中学校、四郷小学校、桜小学校、内部小学校。

応急給水施設とは、災害時に水道水を供給するための施設をいい、緊急用貯水槽については指定避難所に2カ所設置しています。富田中学校、河原田小学校。

上記の箇所数、施設数は、全て平成30年3月現在のものです。

なお、下線部については、また最新の数字に改める形となります。

解説。第1項関係。災害により、市民の皆さんが避難所での生活を余儀なくされる場合、指定避難所は一時的な避難生活の場であるとともに長期的な避難生活を支援する拠点施設となります。本市では、災害の種別や被害状況によって一定の地域において多くの指定避難所が被災して利用できないこととなれば、市民の皆さんの避難生活や本市の応急対策に大きな支障を来すこととなります。

さまざまな事態を想定して指定避難所の耐震対策や浸水対策を行うなど、災害時に指定避難所が機能するよう、計画的な整備に努めていくこととします。

また、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者の方を初め、あらゆる市民の方が避難されることを想定したバリアフリー化やトイレの改修について計画的な整備に努めていくこととします。

一方で、熊本地震では福祉避難所における現場の受け入れ体制が整わないなどの理由により、当初想定していた収容人数に比べて実際に福祉避難所に避難した要配慮者の方が少なかったことが課題とされました。これを教訓に、福祉避難所に家族とともに避難することを想定した収容人数を確保できるよう、今後も福祉事業者からの協力をいただいて、福祉避難所の拡充に努めていくこととします。

第2項関係。災害時において、避難所における生活で困ったこととして、ライフライン施設が機能しないことによる飲料水や食料の不足、停電のほか、トイレの不足、情報が入手できないこと、プライバシーの確保が不十分なことが多く上げられます。また、季節に

よっては、暑さ、寒さ対策も大きな課題となります。

指定避難所が地域の生活拠点、活動拠点として十分に機能を果たすためには、飲料水、食料、毛布など、過去の災害事例や訓練の結果をもとに想定できる必要な物資を確保するとともに、自家発電装置、災害用トイレ、応急給水施設などの施設の充実に努めていく必要があることから本項を規定しました。

引き続きまして、次の資料、お手元A3資料、右上に(23)災害ボランティアの受け入れ等とあります資料をごらんください。

それでは、読み上げのほうをさせていただきます。

災害ボランティアの受け入れ等。第1項、市はあらかじめ、県、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、災害が発生した場合における災害ボランティアの受け入れに必要な支援及び連絡調整を行う体制の整備に努めるものとする。

第2項、市は、自主防災組織等と連携し、災害ボランティアの受け入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材の育成、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めるものとする。

解説。第1項関係。いざ災害が発生した場合において、善意で全国から集まっていた多くの方を円滑に受け入れ、必要とされる地域でいち早く活動していただく環境を整えるため、本市はあらかじめ、県、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して災害が発生した場合における災害ボランティアの円滑な受け入れに必要な支援を行うとともに、相互に連絡調整を行う体制の整備に努めることを本項で規定しました。

なお、本市は、災害発生後、情報収集や連絡調整を行う拠点として災害ボランティアセンター本部を設置しますが、その後、被災状況に応じて、市社会福祉協議会を連携して、各地域に災害ボランティアセンター（サテライト）を設置します。

第2項関係。災害ボランティアセンター本部が被災された方のニーズ等の情報を的確に把握して、必要とされる災害ボランティアを地域のサテライトへ派遣するためには、被災された地域において、関係機関との連絡調整や災害ボランティア間の情報交換を行う役割を中心となって担っていただく災害ボランティアコーディネーターの存在は欠かせません。

本市は地域において、自主防災組織等と連携を図り、災害ボランティアコーディネーターなど、災害ボランティアの受け入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材を育成するとともに、災害ボランティアの方が現地で活動しやすい環境を整えるため、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めることを本項で規定しました。

それでは、最後の、五つ目の条文になります。右上に（24）総合的な治水対策の推進とございます、こちらの資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

では、読み上げのほうをさせていただきます。

総合的な治水対策の推進。市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、または軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進するものとする。

第1号、豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、または一時的に貯留する対策。

第2号、豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる対策。

第3号、施設または土地の所有者及び管理者が浸水対策を適切に講ずるために必要な普及啓発並びに浸水が想定される区域等に関する情報の提供。

解説。第1項関係。本市は、これまで昭和34年の伊勢湾台風や昭和49年の集中豪雨のほか、近年では平成12年の東海豪雨など、多くの市民の皆さんが避難を余儀なくされる浸水被害を経験したことを踏まえながら、河川や下水道の整備、改修を計画的に進めています。

その一方で、近年は地球温暖化の影響からゲリラ豪雨と呼ばれる短時間で局地的に大量の降雨がもたらされる事例が多く発生しており、また、都市化にともなう保水・遊水機能の低下により、浸水被害の拡大や冠水時間の長期化も懸念されています。

本市が将来にわたって、豪雨等による浸水被害を防止、軽減していくためには、河川や公共施設などの管理者である国や県、市内に施設や土地を所有、管理する市民等や事業者の皆さんと連携、協働して、力を合わせて総合的な治水対策を推進する必要があることから、本項を規定しました。

なお、具体的に推進する対策については、次の1から3のとおりです。

雨水を海へ流す対策。1号の内容は条文のとおりです。その下、豪雨等による浸水の発生を防止するため、雨水を安全に海域まで流下させ、または下水道管等に雨水を一時的に貯留するために、河川や下水道の管理者がそれらの施設等の整備を行うことをいいます。

雨水をためる対策。（2）からは条文のとおりです。その下、豪雨等による浸水の発生をできるだけ減少させるよう、公園や駐車場、大型の公共施設を整備する際に雨水の浸透施設や貯留施設等を設置したり、土地等の貯水、浸透機能を維持することをいいます。

浸水対策を進めるための普及啓発、情報提供。（3）以下は条文のとおりです。その下、

市民等や事業者の皆さんに浸水対策に取り組んでいただくため、広報やインターネットなどで、雨水の浸透施設や貯留施設の設置、雨水ますや側溝の清掃など、具体的な取り組みの事例を紹介して普及啓発を行います。また、水害ハザードマップや水防法に基づく浸水想定区域図などを市民の皆さんに情報提供し、今後の浸水対策に役立てていただきます。

条文素案の説明は以上となりますが、これらの項目に関係する資料につきましては、会議用システム、前回の3月8日のフォルダーの中にごさいます。お手元のタブレット資料一覧、配付してごさいますけれども、そちらをもとにご参考としていただければと思います。

以上でごさいます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご質疑があれば順次受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 森 康哲委員

22の避難所の整備等の左側の上の部分なんですけど、避難所の整備等のところの第2項、市は指定避難所がというくだりのところで、3行目のトイレ、応急給水施設等の防災上必要な設備の充実に努めるものとするという、応急給水施設等のというところが、緊急用貯水槽というふうにしなないと、これでは飲料水としての役は立たないので、整合性がとれないと思うんですけれども。タブレットの説明では、長期休暇のときに貯水槽にたまった水を緊急弁で遮断して使用する場合に腐った水になると。そうすると生活用水しか使えないじゃないかと。だから、そのときの、じゃ、飲料用の水はどうするのかという課題は残ってしまうので、これはぜひ河原田小学校と富田中学校のように、緊急用貯水槽にしていく必要があるのかな。皆さんと一緒に益城町と熊本市に視察に訪れたときに、ちょうどサッカーボールの形をした緊急用貯水槽、緊急弁がついたやつが話題になって、委員長は特に、あれ、ええなと言って、それで幾らぐらいでできるのやと言ってお聞きになっていたと思うんですけれども、そういうのを我々も感じ取ったということで、この文言はこういう緊急用貯水槽にするべきだと思うんですけれども、いかがでしょう。

○ 小林博次委員長

そのあたりは、上下水道局で答弁する。

○ 倭上下水道事業管理者

緊急貯水槽というお話でございますけれども、ここの応急給水施設というところで、この資料でも提示をさせていただきましたように、応急給水の水の確保というところは当然重要なところだと認識してございます。今ある施設、それから今後というところで、例えば、給水栓というふうなところで、応急給水というところでトータルで対応していく必要があるというふうなところで考えさせていただいたというところでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

それが2年前に羽津中学校で避難訓練したときに、ちょうど夏休みに行くわけですがけれども、1週間以上使用されていなかったがために腐った水が出てきたと。それで使用することができない状態が起こったんですけれども、飲むこともできないし、アルファ米も炊けなかったと。生活排水でも使えないですよ、腐った水というのは。臭くて使えない、手も洗えないし、食器も洗えないと。トイレの水を流す程度はできると思うんですけれども、じゃ、そのかわりの水はどうするのといったらすぐに使えるような水はないので、やはりこういう対応は必要なのかなというので条文のほうに記載していくのがいいのかなと思うんですけれども、そういう必要性というのは全然認識はないんですかね。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません。今、森委員さんがおっしゃったのは、そのときは高架水槽の水が使われたというところですね。1点ですけれども、確かに長期休暇のとき水を使いませんので、高架水槽の水については夏休みが終われば各学校全て排水して入れかえるという形になってございます。

今、現状、各学校のほうに応急給水用の水ということで準備をさせていただいたのは、その高架水槽じゃなくて下の受水槽、ポンプアップする前の水でございます。表面、当然アルミとかそんなので囲ってございまして、ある意味、熊本を見ていただいたと思えますけれども、基本的には同じような構造になっておるかと思えます。ただ、熊本は直圧というところでございますもんで、夏場でも夏季の休業中でも、例えばトイレの水を使うとい

うところで、若干水の流れはあるというふうなところですがけれども。

四日市市の場合ですと、高架水槽に上げる受水槽というところがございますもので、そこまでの水の流れ、ある程度滞留してございますけれども、そういったところについては、まず、ご指摘いただいたところまでの水の悪化というところはないというふうなところで考えてございますけれども、ただ、今、現行でそこら辺に全ての避難所に、今、森委員さんがおっしゃったような耐震型の緊急用貯水槽というところまでの方針というのはまだ出てございません。

以上です。

○ 森 康哲委員

だから、出てないから条例にうたい込んで、そういうふうにするべきじゃないのというのを。

○ 加納康樹委員

別にそういうことはきいてないですよ。

○ 森 康哲委員

そうですね。

○ 倭上下水道事業管理者

いずれにしても、そういうご指摘をいただきましたので、トータルで一回そこら辺は市としては考えていく必要はあるというところは認識してございます。

ただ、当然教育委員会ともそこら辺については、調整を図る必要があると考えてございます。

以上です。

○ 小林博次委員長

条文上は持ち帰ってちょっと検討させていただく。

この前からちょっと議論しているのは、学校に水道を入れて上にタンクを入れ、そこから配水している。これは毎日点検しているということやけど、夏休みとか、それから災害

が起こったときに、1週間も10日もというときに、その水が本当に使えるのかということがあって、そのあたりうまく調整がまだできていない。だから、全国的にはそれを廃止して、給水管を直接つなぎ始めたということが全国の流れとしてあるんやけど、四日市市はまだその方向性が教育委員会でとられていないので、そのあたりを含めて、また後日調整いただいておりますか。

そのことと災害用の貯水、これは切り離して考えたほうが良いような、そんな感じがありますので、また、調整してご報告ください。

次にありますか。

○ 樋口博己委員

同じく22の避難所の整備ということで、指定避難所は各地区市民センター、小学校、中学校118カ所とあってまして、右側の第2項のところの避難所生活が長期化することということで、3行目の季節によって暑さ、寒さ対策も課題となりますとなっております、これは、どこまで対応するべきなのか、どこまでイメージしているのかを少し議論したいなと思っておりますが、これはこちら側で議論したほうがいいのか。

○ 小林博次委員長

とりあえず向こうから聞いてみて。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

確かに指定避難所、真夏とか真冬において、基本は体育館になりますので、その環境といいますと、そのままにするとそれは非常に厳しい状態がないとは言いきれやんのですが、ただ、そこへ、そうしたら空調とか、そういったものをつけるかどうかという話については、これはもっと大きな話になりますので、この辺はやはり予算の関係もありますし、いろんな部分がありますので、その辺は議員の皆さんにも討議をしていただいたりとか、私どもも庁内でも議論をしたりとか、そういう形にしか今の段階ではお答えできやんかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

早速、課題と捉えているということで、普通教室は今後空調も入ってくる予定にはなっていますので、そういったところの子供たちのクラス、授業を受ける、勉強する部屋を避難した場合にどう活用していくかというのは、これも整理する課題だと思いますので、そういう、特別教室にはクーラーが入っていると思いますけれども、そういったところの活用のいろんな整備ですね、そういったこの場合は理事者でお願いしたいのと、体育館には私もだから空調という話ではないんですが、大規模改修で少し機能は向上していただくということは先回ご答弁いただいておったところなんですけど、例えば、冬場のこの前の卒業式なんかでも場所によっては大きなガスかなんかの暖房のあれがあったり、少なくとも夏場に換気するようなシステムを考えると、そんなようなことは少し庁内でも議論いただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 山下危機管理監

これは災害時以外というか平常時のときでも利用も含めてだと思います。この辺については、費用の部分もありますし、どういったことをすれば費用もかからずにできるようなことがあるのか、その辺は十分また庁内で議論するというにしたいなと思います。

○ 樋口博己委員

教育委員会の方もみえていますので、答弁いただきましたので同じ考え方だと思いますが、ちょっと教育委員会のほうも少しコメントいただければと。

○ 小林博次委員長

教育委員会は誰や。

○ 今村教育施設課参事・課長

教育施設課長の今村でございます。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 今村教育施設課参事・課長

教育委員会としましてもできるだけ災害時のほうのことも完備したような形で、今の既設の大規模改修等につきましても、取り入れれるところについては今後検討していく必要があるかなという形のほうで考えております。

○ 樋口博己委員

ぜひとも考えていただきたいと思います。

我々議員側も課題があるというふうになっていますので、こういったこともみんなで後押しできたらなと思います。

もう一点よろしいでしょうか。

それで小学校に関してはほとんどが自校方式、なかよし給食もあります。給食室は災害時に、食材があるかどうかもありますけど、何か活用、熱源もプロパンであれば対応しやすいのかなと思ったり、それを、給食室をどのように活用できるかという検討はされてみえるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○ 今村教育施設課参事・課長

教育施設課長の今村でございます。

基本的には、プロパンがあるところについてはプロパンのほうの使用ができるかなという形のほうでは考えております。ただ、その災害の規模等に応じて施設をどこまで利用できるかという形のほうにつきましても、その後の子供たちのこともありますので、その辺の特に具体的に、どの程度のときに利用できるかという形のほうについては、今後その辺のところについても検討する必要があるかなという形のほうで考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

建屋に関しては恐らく給食室も耐震はされていると思うておるんですけども、大きな釜とかありますけどあれがどれぐらいの揺れで、耐震性があるかどうかという話は、そこまで確認はしていないと思いますが、そういったことも含めて少し確認して整理いただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○ 今村教育施設課参事・課長

教育施設課長の今村でございます。

設備等につきましても新しいところについてはおおむねそういった国からのとめ方等については、どれほどの強度を持たすという形のほうで、釜等についても基準のほう、施工のほうをしておりますので、通常の想定しておるところのことについては大丈夫かなという形のほうで考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そんなことで、今後つくられる中学校の給食センター、これは避難所等には直接関係ないかもわかりませんが、センター方式になるかどうかも含めて、そこでも今後も災害対応で食料が供給できるようにという考え方も示されておりますので、少し避難所のところで給食室の活用というところも少し文言として加筆か何かで加えていただけたらなと思いますが。

○ 小林博次委員長

関連しますか。

早川委員。

○ 早川新平委員

よろしい。

○ 小林博次委員長

はい。次に行くの。

○ 早川新平委員

だから後で行きますので、どうぞ。

○ 伊藤嗣也委員

避難所の関連？

○ 小林博次委員長

そうそう今の関連、今の給食の関連。

○ 伊藤嗣也委員

それ、ちょっと違います。

○ 小林博次委員長

給食の関連、ほかにありますか。

どっちにしても、給食室の活用とかは考える必要があるので、これは持ち帰らせてもらって、検討させていただく。

それじゃ、その次、行きます。

○ 早川新平委員

22の避難所の整備等のところで、応急給水施設、ありますよね。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 早川新平委員

そのところで、タブレットのほうでは、被災時の応急給水というところがございます。耐震型の緊急用貯水槽が11カ所、中央緑地から新浜町の一号公園まであるんですけど、現実には地下の埋設で耐震型の記述、エンジンポンプか手押しポンプでくみ上げるということがあるんですけど、現実には10年ぐらい前にポンプアップで上げようとするのに1時間ぐらいかかったことがあった。だから、蛇口を上へ上げておいてくれへんかなという声があったんです。そのときは、避難訓練か何かで専門家の方がみえて、貯水槽からバルブでくみつけるのに、まず水をくみ上げてやって1時間以上かかったんですよ、専門家で。ですから、上へ上げておいていただけないかなというのが、多くの声があったんですけども、素人ではまず無理なので、目の前に地下式のポンプがあったって上が水がついていたら、セットアップするのにも非常に時間がかかったという現実があったんですけども、特に、ここの富洲原中学校の隣で、あそこ、海拔マイナス30cmぐらいで49年の東海豪雨のときには80cmぐらいずっと全部水がついているので、接続をせんと絵に描いた餅になっているんですよ。これ、例えば河原田小学校とか富田中学校とか、地下にしてあったらポンプアッ

プすることができないという現実があったんですけども、そのところ解消されたのかどうかというのもちよっとお聞きしたいんですけど。今でも同じ。天カ須賀、ないんです、まだまだ、そのままなんです。

○ 若林上下水道局技術部長

ご指摘のところは、確か松原公園……。

○ 早川新平委員

いや、天カ須賀公園。

○ 若林上下水道局技術部長

天カ須賀公園でしたか。というところで、ピットの中が浸水しておって、作業に手間取ったというふうにお聞きしております。

そこは、私もちょっと今きちっと確認はしておりませんので、大変申しわけないんですが、改良して水の入らないような形の構造、それと、排水を外へできるような形にしたというふうにはちょっと聞き及んでおるところでございます。

開設に当たりましては、私どもの職員が全部緊急用貯水槽には配置をできるような体制をとっておりますので、まずは私どもが行ってそれを開設させていただくというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

これずっと見ると、例えば松原公園とか比較的海面、地盤が高所ではないので浸水の可能性が高いところにあるんです。だからそういうところの緊急貯水槽というのは大概地下に埋めてあるので、上がったとえ10cmでも水がついていると緊急貯水槽とは接続をできないので、当時は初めから上げておいてくれへんという声は現場では非常にあったんですよ。そのところが、地下式の耐震型の緊急貯水槽は遮断弁でとまるので、地震があったらとまるので、それは先ほど指摘されておったことではないので飲料水には使えるんですけど、タンクから上へ上げるここの接続の部分が非常に難しい。水が上についていけば、たとえ5cmの水でも接続できないので海面高とか地盤の高低によって対策がやっぱり非常に要る

んかなというのは、現実、訓練のときにあったので、そのところはやっぱり改良していてもらわんと、その地域に沿った、標高の高いところやったら全く浸水の可能性はないんですけど、富洲原中学校なんていうのはマイナス40cmなので海拔が、見たところほかにもあるんならそれに見合うような対策がやっぱりあってええ。絵に描いた餅で緊急貯水槽から水がくみ上げられないという現実味がないので、対応をお願いしたいなというふうに思ってます。

以上です。

○ 若林上下水道局技術部長

あらかじめ上に立ち上げるということについては、現在、上を使われているというか、使うときの支障になるという点もございますので、そのあたりもあってちょっと難しいのかなというふうには感じておりますけれども、もう一度再点検をして、どのような形が一番よいのかということをごちょっと考えていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

この緊急貯水槽については、古い基準、最近の3連動地震でいくと5mぐらいの津波が、津波高が5m弱で、それを計算してつくられたということではないわけですから、一遍資料としてお出しいただけますか。

だから、水が入らんというふうには思いますが、水が入ったときに使えなくなる危険が高い貯水槽というのは随分あると思うので、そのあたり、資料として出していただいて、改善できるものは改善していただくような事後対応していただきたいと思うので、資料として一遍お出しいただけますか。

○ 若林上下水道局技術部長

代表的な構造、地下の中にどのように埋まっておって、どこから排水するというような形の図面がございますので、それをお出しさせていただいて、それを議論していただくということでもよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

よろしいか。

○ 伊藤嗣也委員

2点ほど済みません。1点は、2番の指定避難所に避難されるときにすり傷とか切り傷とか、そういうことをされる方があると思うんです。そういった面で、少し最低限の消毒とか包帯とか、そういったものも置いておく必要があるかと思うんですけど、少しその辺の文言があってもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 小林博次委員長

確かにね。抜けています。はい。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。また、それ、委員長よろしくお願いします。

それからもう一点ですが、直接この部分には関係がないかもしれないんですが、委員長、お許しただければ、実は指定避難所と指定緊急避難場所というのは一緒なんですね、ほとんど。学校の駐車場であったり、センターの駐車場であったり。学校の運動場であったり、そうしますと、車で避難されてみえたり、そういった方たくさんみえると思いますし。命をまず最優先ということで、緊急避難、市の場所に避難される、災害によってはそういう場所やと思うんですけれども、その辺のことが少しあってもいいのではないのかなというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

○ 小林博次委員長

現状、ちょっとどんな対応しているのか、理事者のほうからご答弁いただけますか。

蒔田さんが。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほど、伊藤委員のほうからは指定緊急避難場所という一応ものがあると、それとよくこの条例の中にも出てまいります指定避難所という部分ということで、それぞれにつき

ましては、それぞれ災害対策基本法の中でも位置づけをされておりまして、考え方だけこの場でお示し、簡単ですけどさせていただきますと、指定緊急避難場所という、そのものの定義につきましては、その危険のところから逃れる場所であると、一時的に逃れる場所であるということで委員ご紹介の駐車場であるとか、車で避難というのは十分あり得るところでございます。それと、もう一カ所、これよく出てました指定避難所につきましては、災害の危険性があるって、避難した住民等が家に戻れなくなった住民の方々等を滞在させるという、どちらかというとおうちのような類いのイメージで法定には一旦整理をされております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

そういう意味で昨今の災害のテレビ等見ましても、やはり車の方が多いわけですが、本市においても想定をしておく必要があるかと思うんです。それで、例えば、先ほども答弁ありましたけれども、小学校の駐車場に車で避難されて来られた方がそこで何日間か過ごされるということはある可能性があると思うんですが、そうなったときの対応とかいうことをここなのか、別のところなのかわからないんですが、検討しておく必要があるかと思うんですけど、委員長、その辺、また、ご検討いただければと。

○ 小林博次委員長

持ち帰って検討させていただきます。はい。

○ 山口智也委員

済みません。22番の避難所の整備等のところなんですけれども、委員長もしくは事務局に確認をさせてもらいたいんですが、まず、ここが一番上の頭のところなんですけど、避難所の整備等とあるんですけれども、この等というのは、何を指しているのでしょうか。ちょっとそれだけまず。

○ 小林博次委員長

事務局、答えてくれるかな。

○ 一海議会事務局主幹

失礼します。議会事務局の一海でございます。

整備等というところは、念頭に置きましたのは、1項の前段の整備のほか、その下、福祉避難所の拡充というところでございます。あとは、2項のほうで、物資の確保ですとか設備の充実というのを含めまして、等という形で表現した形で整理いただいております。

○ 山口智也委員

何が言いたいかという、避難所を整備するだけではなくて、実際に避難所にたどり着くまでの避難経路も含めてやはり整備しないと意味をなさないと思うんです、実際。次のページに東京の品川区の条例がありますけれども、その3項のところに、避難所及び避難場所に避難するために必要な避難路の確保に努めるというところがあるんですけれども、品川区の場合、そういった人口密集地で避難路を確保せなあかんという、そういう課題があるので入れ込んであると思うんですけれども、四日市市においても避難所に行くまでに、これは後の24番の治水対策に関係してきますけれども、行くまでに浸水して行けないとか、あるいはほかの要因で物が倒れたりというのもあると思いますけれども、そういう危険性があると思うんです。実際にそういう課題が四日市市にもあると思うんです。なので、例えば、頭出しのところでも、避難所等の整備というふうに、避難経路も含めた条例にしてはどうかというふうに、そういう必要があるのではないかなというふうに感じます。

また、そのように私は考えます。

○ 小林博次委員長

それは持ち帰って検討させていただきます。現状について、少しご説明いただけますか。避難路の確保。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

確かに避難路の確保というのは、市の市道やったら市がするだけではなくて、当然、例えば、市民の方にもご協力をいただき、ブロック塀を生垣に変えるというような制度もやっていますし、そういったことは全体、要するに、市民の方、行政、全体でやはり自分たち

の部分で変えていくことはお互いに逃げる場所にそういった危険なものがないように変えていくような形のものにしていただければ非常にありがたいなというふうには思います。

以上です。

○ 山口智也委員

市民のブロック塀の例を出してもらいましたが、市民のほうでできる部分というのはそういった補助制度等でできると思うんですけど、市民の手では全く手に及ばんような、大がかりな対策が必要な場合というのも出てきますので、しっかりそこはやっぱり条例としても治水対策も含めてなんですけれども、やっぱり考えておかなあかん部分かなと思います。

○ 小林博次委員長

これは持ち帰って検討させていただきますが、ブロック塀は建築防災協会のほうで全域点検が終わって、鉄筋の入っていないものは撤去もしくは1 mでカットする。これは全部完了したということを報告は聞いています。それから、火災のときは、例えば小学校とか避難所にたくさん人が来る。それが両サイド家が燃えておったらどうするという問題がありますが、スプリンクラーみたいな水を出して避難路を確保する、こんな対応が現状はなされていると思っています。

いずれにしても持ち帰って、文言に入れるほうが妥当なような気がしますので、検討させていただきます。

○ 樋口博己委員

関連で。私も山口委員の賛同させていただくところなんですけど、避難経路の確保とともに地域の皆さんに、おおむねできているんだろうなと思うておるんですが、地域での避難路の確認、決定というか確認、どういう、その辺のちょっと進捗状況を把握していたら少しお聞かせいただきたいんですが。

○ 小林博次委員長

これは皆訓練でやっておるで、できておると思うんやけど。どっち。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほど委員のほうからございました避難路の確認といいますか、そのあたりにつきましては、私どもでいきますと、防災訓練を初めいろんな出前講座もそうですし、内容的にはタウンウォッチングとかそういうのが当たるとは思いますけど、現地へ皆さんが、こういう部屋ではなくて、現地へ出向いて現地を見ながらということで、それぞれ安全確認をしていただくなり、安全なルートをとっていただくなりということで、現在も出前講座などで進めております。

以上です。

○ 樋口博己委員

進めていただいているとともに、各地域でおおむねできているんだろうなとは思っておるんですけども、そこをやっぱり行政も把握いただかないと、要するに避難経路をしっかり整備していくというのもあるので、そういったところも少し意味合いを含めていただければと思います。

○ 小林博次委員長

また、それ、点検してください。

○ 加納康樹委員

条例の内容に関してちょっと二、三確認させていただきたいと思います。

○ 小林博次委員長

ようけありますか。ようけあったら、休憩以降にしたいんやけど。

○ 加納康樹委員

休憩後でいいですよ。

○ 小林博次委員長

じゃ、今から左側の時計で、20分。11時20分再開。

11:07 休憩

11:19 再開

○ 小林博次委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

○ 加納康樹委員

すみません、お願いします。

まずは、19の防災教育の推進のところ、条文としては別に問題ないと思っているんですが、逐条解説のところの1行目ですけれども、市民や事業者の皆さんが主役となって日ごろから防災に関する知識や技能を習得と、こうあるんですけど、市民の皆さんに対して防災の技能、技能というのがちょっと大げさじゃないのかなと思っていまして、なんですかという、23の災害ボランティアの受け入れの条文のところ、2項のところ、市は自主防災組織等とあって、災害ボランティアの受け入れに専門的な知識及び技能、これは技能だと思うんですよ。災害ボランティアさんとか、そこの方に求めるレベルというのは技能という言葉は正しいと思うんですが、市民の皆さんに対して逐条解説の1行目のこの技能という言葉まで求めるのはちょっと大げさじゃないのかな、重くないかなと思うんですが、皆さんいかが思われますでしょうか。まず、これが一つです。

○ 小林博次委員長

やっぱりそんなふうには、今、聞き及んで、思います。用語をできるだけそろえて使うということで、そういう表現になりましたが、恐らくそれは撤回して訂正します。

○ 加納康樹委員

済みません。よろしく願いをします。

では、二つ目、行かせてもらいます。

(21)の避難対策のところ、これは条文の1行目に関してなんですけど、市は、あらかじめ避難勧告等（避難の勧告もしくは避難の指示または避難準備情報等）とあるんですけ

ど、この書く順番が、恐らくはめくったところの三重県の1行目に準じてこの言葉の並びになっていると思うんですが、よく、前回か前々回か早川委員ご指摘のとおりで、こんな順番で書いちゃうから市民の皆さんが重大さの順番がわけわからなくなると、私は思っています。

○ 萩須智之副委員長

おっしゃるとおりですね。

○ 加納康樹委員

なので、2枚目を見てもらおうと、岡崎市さんとか千葉県さんはちゃんと事の重大の軽いほうから準備、勧告、指示というふうに書いてもらっているので、これ、三重県にへつらう必要全くないので、この順番というのはぜひ変えて、ちゃんと順番もわかっているんだよというのは示すべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○ 小林博次委員長

そのとおりと思います。

持ち帰って、これも調整させていただきます。

○ 加納康樹委員

ぜひお願いします。

三つ目です。これで最後ですが、(22)の避難所の整備等で、これも1行目のところで、これ、ちょっと今回見て改めて思ったんですけど、1行目ですが、指定避難所(災害対策基本法第49条の7第1項に規定する)という云々、丁寧にいつも書いてもらっていて、これ1回目じゃなくて、よくこういう文言に対して法のどこそこの規定があつてというのを割と丁寧に書いてもらっていると思うんですけど、これって必要なのかなという思いがありまして、ここだけに限らないんですけど、もし必要がなければ、例えばこんなものを書き込んだら、何か法が変わったら条項ずれが頻発するような気もするし、ここまで丁寧な必要ってあるんでしょうかという素朴な疑問です。

○ 小林博次委員長

他の委員さんはどうでしょうか。

これも持ち帰って検討させていただきます。

○ 早川新平委員

今の加納委員の指摘は、私もそう思うところがあって、例でいうと21番の避難対策のところでも、避難勧告、避難指示の重要度というのが市民の方は全くわからない。気象用語、前にもここでもお話させてもうたけど、注意報と警報というのはほとんどの方は重要度というのが皆さんわかっているんですけども、実際であれば、50%ということは、認知度が全くわからない。その上にあるこの避難命令というのが当時あって、今ここには命令というのが出てないでしょう。その重要度というところとか、今加納委員が指摘をされた必要などころはもっと詳細に書かなあかんのかもわからんし、必要ないところは削除してもええのかなという気は私します。

○ 小林博次委員長

検討過程でもそのあたりの議論はしたはしたんやけれども、条例上はできるだけ短くうたいたいなど。あと、その条例を受けて市民に対する説明を考えたり、それから行政もその対応について説明するような、そんな機会も持つ必要があるのかなということも含めて、検討したんですけど、もう一回持ち帰って検討させていただきます。

理事者の方、何かありますか。また、持ち帰ったときにご協力をお願いします。

ほかの方、よろしいですか。

○ 平野貴之委員

僕も条文の文言のところなんです。

○ 小林博次委員長

20。

○ 平野貴之委員

21の避難対策。

○ 小林博次委員長

21、はい。

○ 平野貴之委員

この1項の本文の前段のところで、避難勧告の判断基準を明確にして広く啓発とあるんですが、この基準を啓発って、条文をそのまま読むと、基準を啓発するというふうに読めて、何を啓発されるのやろなと思うんですが、右隣の解説を読むと、それが避難情報の意味や違いを正しく理解して適切な避難行動をとってもらうためということでその趣旨がよくわかるので、条文のところもその趣旨をそのまま書いてしまってもいいんじゃないかなと思います。いかがですか。

この条文の意味がよくわからないので。

○ 小林博次委員長

わかりました。これも持ち帰って検討、その趣旨も含めて検討させていただきます。大体こんなところですか。

○ 早川新平委員

ここで言っているのちよっとわからない。あかなんだらとめてください。

○ 小林博次委員長

いやいやいや、早川委員。

○ 早川新平委員

自主防災隊というのが四日市市にはあって、沿岸部には旧市民防災隊というのが以前はあって、それがもう解体されて特殊部隊という形に変わったんですけども、現実にはリーダーとなって月1には訓練をやってもらっているのが旧市民防災隊の方が認識も強くて、可搬式ポンプでいろんなことをやってもらっているんですけども、何で技術部隊になったのかなという経緯があったら教えていただきたいというのが率直な、沿岸部には旧市民防災隊というのがあったんですけども、それが技術部隊というふうに変ったんだけど、その経緯というのが……。

○ 坂倉消防長

ちょっと技術部隊というところについては私どももちょっと把握をしていないんですけど、少し市民防災隊の経緯をご説明させていただきます。

昭和53年ごろに東海地震がうたわれまして、沿岸部に、これ国の補助を受けて100 t 水槽と可搬ポンプ、それからいわゆる自治会の方、自主防災という形で、名称は市民防災隊でございますけれども、組織体としては自主防災組織を設立するというので順次、これは消防本部が進めてまいりました。当時、消防本部がこの市民防災隊の整備を進めてまいりまして、ただ、ここの組織の本質自体は100 t 水槽と可搬ポンプはございますけれども、自主防災組織ということで、その中で実は市役所、市長部局の防災対策部門が強化をされてまいりまして、そこのときに消防から市民防災隊というものを、いわゆる他の自治会の自主防災組織、自主防災隊と同じ扱いをしていこうという中で移管をさせていただいて、一つ市民防災隊というものも自主防災組織としての扱いにしようということにしました。ただ、当然、資機材とか水槽とかいうものがございましたので、そこの部分の訓練指導とか簡単な点検なんかについては消防本部がある一定の期間は関与させていただくという形でやってまいりました。その経過がございますので、やはりその市民防災隊、過去の市民防災隊という方々は訓練も重ねてもらっているんで、今、早川委員が言われるように、いわゆる少しほかの自主防災組織に比べますと先ほどお話がありました防災知識とか技能というのは少しレベルが高いと、そのように考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

それは理解をさせていただくんですけども、旧市民防災隊が解体というのかな、レベルアップというのか、自主防災隊技術部隊という名前を変えて今も月1で可搬式ポンプとか訓練を富洲原でしていただいているんですよ。そういう意識が強い人たちが、やっぱりプライドもあるやろうし、地域のために市民防災隊として活動も訓練も毎月やっているんで、そういう人たちをやっぴりもっと活用して、リーダー、防災意識を強く持つてみえるので、特に沿岸部にしか設置されていなかったのもうすうすところは、いいところはどんどん防災意識をこれから持っていただくような行政からの働きかけのほうで、いざというときのリーダーになっていただくというのが僕は重要なことやなと思

って、ちょっとお伺いをいたしました。

ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 樋口博己委員

済みません。先回の業務継続計画のときに発言すればよかったのか、ちょっと迷いながらなんですが、21の避難対策のところ、条文の2項で、市民及び事業者に対してということで、最後に避難計画を立てるよう努めなければならないということになって、こういうことを市民と事業者に求めてまして、1項のほうで市はあらかじめ云々ということで、情報伝達の整備をするというふうになっておるんですけども、ここで市としても避難計画、災害時の災害の準備ですね、以前も提案しておりますけれども、タイムラインがここで少し文言を入れたほうがいいのか、ちょっと戻ってあれなんですけど、25の業務継続計画の中でタイムラインという概念を盛り込んでいただいたほうがいいのか、ちょっと迷うところなんです、ということなんです、理事者のお考えですかね、まずは。

○ 小林博次委員長

とりあえず理事者のほうで今対応している考え方を出示してもらおうか。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

今、タイムラインにつきましては、今年度に多分県のほうが、どちらかというと業務継続計画みたいな形の県の体制、県がその台風が来た何日前からこういう体制をとっていきますよということで、台風が来たらこういう対するその県の体制というような業務のタイムラインをつくっておきまして、そういったものを今度市町のほうに今年度のほうから広げていこうということでもありますので、委員おっしゃったような行政側の動きのタイムラインというのはそれをつくっていく話になると思いますが、もう一点、本来的なタイムラインと言いますか、荒川区なんかでつくっています住民の方がどの段階においてどういうふうに避難するかというようなことについては、一つは今後鈴鹿川の浸水区域の拡大であ

ってそれに対してどのように避難するか、いつ避難するかというようなことを決めていく中で住民の方が入ってもらってどの段階で避難を出すか、その避難もいろいろ、避難所だけではなくて自分のところの家の近くで強固なところへ避難するとか、ケースによってどういう避難の仕方をするとかいうことを来年度やっていくという中で、タイムラインの考え方もやっていこうかなと、こういうふうに今、思っております。

○ 樋口博己委員

今、答弁のとおりだと思いますので、少しそういった文言なのか、そういう考え方なのか、どっかで少し盛り込んでいただければと思います。

○ 小林博次委員長

検討させていただきます。

○ 樋口博己委員

もう一点、ちょっと防災と直接あれなんですけど、少し、貯留管のことでお聞きさせていただいても。

○ 小林博次委員長

貯留管のほう。

そごうかどうか、どうぞ出してください。

○ 樋口博己委員

浜田の契約が解除になって今後の何か見通し、考え方があったらちょっともしわかれば教えてほしいんですけど。

○ 小林博次委員長

出血サービス。誰。倭さん、やってくれるの。

○ 倭上下水道事業管理者

ご心配をおかけして申しわけございません。

今の、各議員さんには情報については配信をさせていただいたというところでございます。

今後についてでございますけれども、現状でまだ細かいところまで整理はついてございませんけど、1点、まず、今回の工事につきましては平成29年度から平成32年度の債務負担をお願いしてございますけれども、年度内にその債務負担契約行為をしませんと債務負担自体が流れますので、改めて予算措置をお願いする必要があるかというところがございます。その上で、年度が変わりますので、設計等についても必要なものについて見直しをかけておるといふふうなところで今後考えていくつもりでございますので、具体的にある程度まとまりましたらスケジュール等も含めて、またそこら辺についてはご報告申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

質疑は大体こんなところですか。

もう一点。

○ 伊藤嗣也委員

確認だけさせていただきます。

22の避難所の件で、1項のところに2行目、計画的な整備に努めるとあるんですけど、基本的には避難所というのは既存のセンターや小中学校だと思んですけど、この計画というのは整備に努めるといふのは何か特別な意図があるのかどうか。

○ 小林博次委員長

誰。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

伊藤委員のほうからは避難所の計画的な整備ということでお尋ねのほうがございました。

ちょうど同じページにございますけれども、解説の最下段になりますけれども、一例として、下から5行目あたりにはなりますけれども、さまざまな事態を想定して指定避難所

の耐震対策とか浸水対策などを行うという、そのようなこれはあくまで一例ずつですけれども、そんな感じで計画的な整備に努めていくという、こういうふうな表記とさせていただいております。あくまで一例でございますけれども。失礼します。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。私は避難所をふやすとか、何かそういうふうにとっちゃったんですね。計画的な整備というところで。と申しますのは、それは、少し私も内陸部のほうに住んでおるんですが、津波とか液状化等で沿岸部で被害が甚大な場合、市民の方々が内陸部のほうへ来られるケースを想定した議論がなされておるんです。そういった場合、当然、地区にある指定避難所で受け入れることも必要になってくるわけですが、その辺はどのように、それでいいのか、その辺の理解の仕方が地域住民の皆さんのまちまちなところがありまして、ちょっと委員長のほうでご検討だけでも……。

○ 小林博次委員長

そのあたりは条例上、極めて難しいと思うので、行政要望のほうでまとめさせていただければなというふうに思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

はい。

○ 小林博次委員長

このあたりの議論は、もうこれでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 小林博次委員長

そしたら、次の項に移らせていただきます。

今度は、条例素案の検討に向けた調査研究を行うということで、これの28応急体制の確立、29避難所の開設等、30医療救護体制の確立、31帰宅困難者への支援、32復旧・復興対策、33復興体制の確立、これを順番に資料を用意しておりますので説明をいたさせます。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

委員長からございました28番以降につきましての資料ということで、ご説明をさせていただきたいと思えます。

私どもご用意させていただいた資料につきましては、本日の委員会の資料の11番、危機管理監の中に収納させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

危機管理監の資料につきましては、全体で67ページの資料となりますので、項目ごとということでご説明だけさせていただきます。

ご準備よろしいでしょうか。67ページの資料でございます。

○ 小林博次委員長

よろしい。

はい。

○ 蒔田危機管理室長

それでは進めさせていただきます。

ちょうどお手元のタブレットを少しめくっていただきまして、3ページのほうまでお進めをいただきたいと思います。3ページにつきましては、私どもで今回ご用意させていただいた資料、ほとんどが四日市市地域防災計画とかいろいろなマニュアルをおつけさせていただいておりますので、その概要を要約した形でご案内をさせていただきます。

まず、3ページからは、市の災害対策本部の緊急部の活動マニュアルというものをつけさせていただきます。

2枚ほどめくっていただきたいと思います。

ちょうど5ページになるかと思えますけれども、その中には緊急部という部分の解説のような、用語の解説がございます。この中には、緊急部の中には緊急班、緊急分隊という組織が実はしております。緊急班につきましては、危機管理室にかわって初動体制を整えて災害発生時の初動体制を執り行う。また、緊急分隊については、各地区市民センター近隣に居住する職員で編成してということで、そのような体制をとっております。

続いて6ページのほうへお移りをいただきたいと思います。

こちらからはそれぞれ緊急部の職員といいますか、その者が配備につくときの条件等を記載をさせていただいております。ちょうど6ページからいろんな災害事案に基づいて入っていきますが、少しわかりやすいのが10ページになりますので、10ページまでお進みをいただきたいと思います。

10ページは一つの表のような形になっておりますけれども、災害対応と配備の基準ということで、これも災害活動の要領のほうの抜粋でございます。それぞれ、警報等が出たときの体制ということで、警戒初動から順に警戒第1次、2次、3次というふうに上がっていきますし、最終は非常体制というふうになっております。ちょうど隣につきましては、その緊急分隊がどのような形で配備されていくかというのを、警戒、要は警戒体制別に丸印で表示をしております。

少し資料のほう、送らせていただきます。続いて地区分隊の活動マニュアルということで、ちょうど14ページ以降にちょっと進んでいただきたいと思います。

先ほどちょっと触れましたけれども、ちょうど16ページ、17ページあたりにつきましては全く同じでございますので、ちょっと割愛をさせていただきます。

それでちょうど19ページのほうへまたお進みをいただきたいと思います。

19ページが一番下段のほうで、緊急部、緊急分隊の派遣ということで、先ほど私が簡単にちょっと触れさせていただきました、どんな感じで派遣されるのかというのを書いてあるところがございます。

続いて20ページのほうへお移りをいただきたいと思います。

緊急部、緊急分隊等が災害発生時にどのような対応をしていくかということで、ちょうど20ページ中ほど上のところ、突発的災害時の対応というので一項目まとめてございます。ちょうど続いて、22ページのほうへ移っていただきたいと思いますが、22ページのほうにつきましては、避難誘導・避難所の開設、続いて23ページのほうには被害状況のとりまとめであったり、報告であったりという、それと最終24ページには、付近で行う広報活動というふうに資料は取りまとめてございます。

この資料は様式等でございますので少し省かせていただきます。

これで、少し資料のほうを送っていただきたいんですけども、33ページまでお進みをいただきたいと思います。

33ページ、こちらは四日市市地域防災計画の抜粋ということで、次の34ページをお開けをいただきたいと思います。

こちらからは、四日市市もそうですけれども、各防災関係機関の処理すべき防災上の事務とか業務の大綱ということで、これも表のような形式で、それぞれの各機関の機関名が入れているのが34、35ですし、36ページ以降につきましては市のほうの各部の役割、それと39ページ以降につきましては、三重県警察、あと、基幹病院、指定地方行政機関等々ということで各機関の行っていただく事務であり、業務の内容を記載させていただいています。

これがちょうど最終が45ページまでありますので、参考にちょっとごらんをいただきたいと思います。

続いて、46ページのほうへお移りをいただきたいと思います。

46ページのほうには、四日市市地域防災計画の中でも市民の方々、事業所の皆さんが果たすべき役割ということで記載をしてございます。

災害発生時に被害を少しでも減らすために市民、市民防災組織、事業所は自分の命は自分で守る、そして自分たちのまちは自分たちで守るというのを原則として、平時から災害への備えを講じる必要がありますということで、以下のような役割を示してございます。

続いて、次のページ、47ページへ話させていただきます。

47ページにつきましては、自助・共助・公助の基本ということで、それぞれの項目で少し解説をしたような文言を記載してございます。

説明につきましては、以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

どうしよう、1個ずつ行きますかね。それとも全部説明して、それで。全部説明すると時間がないかもしれませんが、とりあえず、用意したんで順次説明いただけますか。

続いて。次は。

○ 中村資産税課長

失礼します。資産税課長の中村でございます。

私のほうからは、財政経営部が担当します指定避難所の開設及び運営マニュアルについて説明させていただきます。

タブレット、12番の財政経営部をお開きください。よろしいですか。

そこで、防災対策条例調査特別委員会のめくっていただいて、指定避難所開設運営マニュアル、よろしいですか。

指定避難所開設マニュアルにつきましては、災害時における迅速な避難所開設体制や、及び円滑な避難所の運営を構築するために整備しております。

めくっていただいて目次、もう一枚めくっていただいて4ページ目、避難所開設運営マニュアル全体概要をごらんください。

枠で囲ってありますが、ここでは指定避難所が開設される場合を勤務時間内と勤務時間外に分けて整理しております。

いずれの場合も基本的には災害対策本部の避難所開設の決定指示により、あらかじめ指定しておる職員が避難所開設に向かうという状況にしております。避難所に到着しましたら、避難所の安全確認と避難所の開設の準備を行い、避難者の受け入れを行います。また、随時、地区市民センター及び災害対策本部との情報連絡、調整、避難所運営の支援等を行うということで整理しております。

次、めくっていただいて、もう1枚、2枚めくっていただいて6ページ目、指定避難所担当職員による事前準備を整理しております。具体的には、4月には災害発生時の体制と担当の避難所の情報の把握ということで整理しております。5月に避難所の施設管理ということで、施設管理者と地区市民センターとの打ち合わせ、防災倉庫等の確認、鍵の入手方法等を確認しておくということにしております。

また、避難所の情報として、避難所の施設管理者、連絡先、トイレ等の配置、建物の概要等避難者情報のメンテナンスを行って、事前準備を必ずしておくこととしております。

また随時避難所担当職員は防災無線の使用法、防災用資機材の使用法等の確認をしておくこと、また、地区の防災訓練に参加し地区住民とのネットワークの構築に努めることとしております。

めくっていただいて、もう1枚めくって2枚めくっていただいて、8ページ目、こちらでは風水害時における市の注意体制から警戒一次体制以上の各段階における市の体制と避難所開設の時期、状況を示しております。

めくっていただいて、9ページ目から10ページにかけて風水害時における避難所開設の手順を整理しております。例えば、災害発生のおそれがある場合には、情報の収集に備えておくこと、開設に備えての出動準備を行うなど、各段階においての職員のとるべき行動手順及び内容を具体的に示しております。

11ページをお開きください。

11ページでは、地震災害時における市の警戒初動体制から非常体制の各段階における市の体制と避難所開設の時期、状況を示しております。

次12ページを開いていただいて、12ページから14ページにかけて地震災害時における避難所開設の手順を整理しております。例えば、災害発生時における自分自身の安全確保及び情報収集を行い出動準備を行う、各避難所の開設の決定、準備、開設、避難所運営までの各段階における職員のとるべき行動手順、内容を具体的に示しております。

めくっていただいて、15ページまでお願いします。

15ページでは、避難所開設における留意事項として、担当職員が、例えば指定避難所が危険で使用できない場合あるいは避難者が収容し切れない場合、先ほどの議論もありました要配慮者への配慮と事務、避難所担当職員が避難所開設の上で留意しなければならない事項を示しております。

以上で、指定避難所開設運営のマニュアルの説明を終わります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

これ全部説明してもらうので、大体全部目になっている資料ですから、要点だけ簡潔に説明していただけますか。

よろしくお願いします。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほどの危機管理監の資料のほうへお戻りいただきたいと思います。

ちょうど避難所の開設等ということで、49ページ、50ページがこれに関連する資料でございます。

よろしいでしょうか、危機管理監の67分の49となります。

こちらのほうにつきましては、地区防災組織で現在お願いをしております避難所運営のマニュアルまたは災害対策本部の運営マニュアルの作成状況ということで、一覧表としてつけさせていただいております。

2月1日現在でございまして、ほとんどの地区で作成済みということで丸印をつけさせ

ていただいております、一部の地区におきましては作成中ということでございます。

続いて50ページのほうへお移りいただきたいと思っております。

この表につきましては、四日市市は地区防災組織連絡協議会の目標ということで一つまとめた表でございます。

ちょうどこの中にも、ちょうど番号で行きますと1番になりますけれども、4)になります。4)、5)、このあたりがこれに関連するものでございまして、マニュアルの見直し、またはこのマニュアルを活用した防災訓練の実施ということで、最終的な目標といたしましては地域防災力の強化を図っている、そんなようなものでございます。

これに関連する資料につきましては、以上でございます。

○ 小林市立病院施設課長

市立四日市病院の小林と申します。

初めの目次のようなページの13番の市立四日市病院に入っていただきたいと思っております。

まず、3ページのほうからの説明になります。

3ページのほうでは上段に本市の地域防災計画におけます当院の位置づけを示してございます。続きまして、3ページの下段から4ページにかけては、災害拠点病院としての役割と北勢保健医療圏内で指定されている三つの災害拠点病院及び災害発生時の情報等の流れについて記載してございます。

当院は災害拠点病院でございますので、主に災害時に多発する緊急患者さんの救命医療、それから傷病者さんの受け入れ、搬出を行う広域搬送などがございます。

続きまして、5ページをごらんください。

当院のライフラインに関する状況につきまして、記載させていただいております。

続きまして、6ページから最後の10ページにかけては、災害時におけます当院の体制を記載してございます。

まず、6ページのほうでは災害の想定と当院の対応といたしまして、地震、事故、災害の発生場所、その規模、位置関係により異なりはしますが、想定される場合の対応を示してございます。

中でも(1)のウに示しますように、同じ地震であっても四日市市域が被災地域に含まれる場合は、当院の医療機能が停止した場合と維持できている場合とで対応が異なって参ります。

続きまして、7ページをごらんください。

災害レベルの設定及び対応としまして、院内の被災状況や災害傷病者の受診数などにより想定している災害レベルと診療体制等について示してございます。

続きまして、8ページをごらんください。

院内に立ち上げます暫定災害対策本部と正式災害対策本部の体制を記載してございます。

9ページのほうでは、災害傷病者の受け入れ体制としまして、発災後に災害対策本部長の指示により開設されるトリアージエリアの部門と、それぞれのエリアで担当に当たる所属職員を示してございます。

当院では、発災後に災害傷病者を受け入れることとなった場合は、トリアージエリアを開設し、トリアージで治療の順位等を決定いたします。

最終の10ページをごらんください。

平成29年度末時点におけます入院患者さん用及び職員用の食料、医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄について記載してございます。

説明は以上でございます。

○ 水谷健康福祉部次長

健康福祉部次長、水谷でございます。

フォルダーの14健康福祉部をお開きください。2ページ目から説明をさせていただきます。

まず、1医療機関の情報収集でございますけれども、市内の医療機関の施設の被災状況、医師等の安否確認をさまざまな手段を講じて情報収集を行うほか、もし通信設備が利用不能な場合でも医師会のほうで、四日市医師会通報書というのを整備しておりまして、各診療所が診療可能かどうかというふうな情報を地区市民センターのほうへ持ち寄る段取りになっております。

そういったのと同時並行しながら、2医療救護所への職員出動準備でございますけれども、事務職員1名とあと保健師2名の保健師チームを編成いたしまして、診察台を車に積み込むなどの出動準備を行います。

3関係機関への派遣要請、4医療救護所の指定でございますけれども、地区市民センターに寄せられた情報につきましては、健康福祉部を通じまして無線によって災害対策本部のほうに集約をされます。災害対策本部には医師会長や医師会の役員もご参集をいただい

ておりますので、災害状況に応じまして医療救護所の指定をいたします。

また、5 医療救護所への医薬品の供給でございますけれども、医療救護所に対しましては、県のほうに依頼をいたしまして備蓄医薬品の供給のほうをお願いをするところがございます。

3 ページ目をめくってください。

6 四日市医師会等による医療救護班の受け入れでございますけれども、医師会、薬剤師会、それから医師のほうに情報の提供を行いまして、可能な範囲での看護師の帯同であったり医薬品や医薬材料等の携帯をお願いするところがございます。

また、医療救護所の役割として、48から72時間の間は昼夜を問わずにあけることが想定をされますので、医療救護所での活動が途切れないように医師会等の調整を行うところがございます。

7 市外からの医療チームの受け入れでございますけれども、逐一県のほうに情報を提供いたしまして、県のほうからの指示で医療チームに派遣要請を行い、医療チームの受け入れの準備を行います。

8 医療救護所の開設及び広報でございますけれども、災害本部を通して市の広報班より周知を行い、また、9 医療救護所の役割でございますけれども、被災住民のトリアージと応急処置を行うことで災害拠点病院である市立四日市病院などの負傷者の集中を緩和することが大きな目的となります。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

31の帰宅困難者への支援、蒔田危機管理室長。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

私どもの資料のほうへ再び戻っていただきたいと思います。

私どもの資料で行きますと、51ページから帰宅困難者の支援の資料をつけさせていただいてございます。

この資料につきましては、地域防災計画からの抜粋の資料でございます。この帰宅困難者数につきましては後ほどご案内させていただきますけれども、三重県が平成26年3月

に地震被害の想定の結果ということで発表しておりますので、まずその数値を活用いたしております。

資料の54ページまで移動していただきたいと思います。

資料54ページには、避難者等ということでくくりが一つ表のものがございまして、こちらにつきましては南海トラフの過去最大、理論上最大にいずれをとりましても帰宅困難者数ということで約2万9000人の方が出たろうというふうな想定となっております。

こちらにつきましては、以上でございます。

○ 服部市民文化部次長

市民文化部次長の服部でございます。

タブレット端末、一つお戻りいただきまして、15市民文化部のところをお開きいただきたいと思います。

4分の2をお願いいたします。

帰宅困難者支援につきましては市民文化部の担当となっております、部のマニュアルのほうに項目を設けて整理をしておりますので、説明をさせていただきます。

駅周辺における混乱防止のところですが、大規模な地震が発生したときなどは公共交通機関がとまりまして、その主要駅やその周辺には多くの方が滞留して混乱が発生することが想定されますので、まず（1）としまして公共交通機関の被害状況、運行状況、混乱状況の調査を行いまして、同じページ下のほう（2）ですが、徒歩帰宅者支援現地対策本部の設置いたします。次のページへ行っていただきまして、一番上の行ですが、その設置本部につきましては安島防災備蓄倉庫の2階を想定しておるところでございます。そうしまして（3）、ページ真ん中ほどですが、市内各駅への徒歩帰宅者支援案内を行います。歩いて帰れる方については、その方向で支援を行うということです。それから（4）としまして、指定避難所への帰宅困難者の収容依頼と誘導、歩いて帰れない方につきましては近くの指定避難所へ誘導を行うという手順で整理をしております。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

32の復旧・復興対策、33の復興体制の確立で、蒔田危機管理室長。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

それでは、32番、33番とあわせて二つ連続して説明をさせていただきます。

資料につきましては、55ページのほうまでまた戻っていただきたいと思います。

こちら、いずれもまた地域防災計画の資料の抜粋でございます。ちょうど56ページからは災害の復旧・復興のくくりとなっております、被災者等の生活支援等の支援ということで生活再建等の支援ということで、資料の方をつけさせていただきます。

各、それぞれの項目につきましては説明のほうをちょっと省略をさせていただきます。

少し進んでいただきまして、続いて60ページのほうとなります。

60ページにつきましては、市街地の復興ということで復興方針の決定であるとか、条例とかいろんな取り組みを行う予定でございます。

続いて62ページのほうへお移りをいただきたいと思います。

こちらにつきましても都市基盤の施設等の復興対策ということで、こちらのほうも資料としておつけさせていただきます。

資料をちょっと少し進めまして、65ページからは復興体制の確立ということで資料のほうをつけさせていただきます。

ちょうど66ページ、67ページになりますけれども、復興計画の立案、その中で庁内組織であったり、人的資源の確保であるとか、調査、計画の策定というふうなことで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

二つまとめた資料となりましたが、以上でございます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

引き続きタブレットの会議用システム、16議会事務局のほうをお開きください。

33番、復興体制の確立に関する資料といたしまして熊本市の震災復興計画に係る資料をご準備させていただきます。2ページのほうをお開けください。

熊本地震は平成28年4月に発生していますが、その年の12月号の広報で震災復興計画の概要がこのように示されています。

計画の内容は真ん中の左側にありますように、基本方針として市民力、地域力、行政力

を結集という形でうたわれてまして、復興の重点プロジェクトとして大きく五つ掲げられております。その右側に計画の位置づけが示されてますけれども、熊本市の復興計画につきましては熊本市の28年度からの第7次総合計画、こちらに復旧・復興の視点を取り入れるものとして計画されているということです。具体的には、28年から31年までの4カ年の全期計画における中核としまして総合計画としての議会の議決を行っておるというものでございます。

ページの左下、こうやって策定しましたとありますところには、5月に早速基本計画を策定した後、市民との座談会ですとか議会の特別委員会でのご議論、市民アンケートや外部員を含めた検討委員会なども行っておるということで、素案を公表した後についてもパブリックコメントの実施、あるいはワークショップの開催、また、特別委員会の議論等を踏まえて第1回臨時会で議決され計画が策定と、大きくこのような流れで市民との協働の策定という特徴が上げられておるということでございます。

あとは資料のほう、3ページのほうをごらんいただきますと、この計画の概要を1枚で示したものであるということで、説明のほうは省略のほうさせていただきます。

4ページから45ページまで、これは本編のほう、計画がございまして、また、ご参考としていただければと存じます。

最後に78分の46ページのほうをお開きいただけますでしょうか。

46ページでございます。こちらからは計画の資料編ということで策定の経過が少し詳細に資料としてございます。例えば、49ページお開きのほうをいただきますと、先ほどお触れいたしました市民参画や市議会の関与などが時系列で示されておりまして、約半年後に計画が議決されるというスケジュールが、詳細が記載してございます。そのほか、51ページ、これも特別委員会での開催状況などなど記載がございまして、またご参考としていただければと思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

きょうは資料の説明を聞き置くという程度にとどめたいと思います。

では、時間の関係もありますので、次の開催日程について決めさせていただきます。

第1案が4月18日午前10時、または午後1時30分。その次が4月20日金曜日、午後1時

30分から。

この3案について、まず4月18日午前10時、都合の悪い方。

午後1時30分、都合の悪い。

そうすると、4月20日1時半。

困ったな。

次、ないか。どうすりゃいい。

○ 早川新平委員

この2案しかないということでしょう。

○ 萩須智之副委員長

今のところ。

○ 小林博次委員長

ちょっと待って。大至急ひねり出すで。

○ 小林博次委員長

23とか25はどう、4月の。

○ 一海議会事務局主幹

ちょっと確認させてください。

○ 小林博次委員長

23、25、入っておる。

○ 一海議会事務局主幹

ちょっと確認させてください、手帳のほうもってまいります。

○ 小林博次委員長

どっか視察に行くの。

○ 加納康樹委員

はい、個人ですけど。この週だと18、19じゃなければいいんですけど。

○ 小林博次委員長

23か25は。

○ 森 康哲委員

23、24、25は会派視察。

○ 小林博次委員長

24もええよ。23、24、25は。

○ 豊田 祥司委員

委員長、23、24、25は会派視察があるって。

○ 小林博次委員長

誰が。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 小林博次委員長

23、24、25、困ったな。じゃ、5月や。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

4月27日は。

○ 小林博次委員長

4月27日はええよ。あいとる。

4月27日。

○ 早川新平委員

4月。

○ 小林博次委員長

4月27日、無理やり行こうか。午前か午後か。

○ 萩須智之副委員長

19はどうかというお声があります。

○ 小林博次委員長

17がええの。

17の午前中は。

あ、駄目なの。

○ 村山 繁生委員

19はあきませんか。わがまま言いますけど。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

19は副議長に公務がありますので。

○ 小林博次委員長

あんたの公務が入っておるやん。

27はええみたいなんやけど。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

27は今のところ何も。

○ 小林博次委員長

27がええみたいやね。

あかん。全然だめ。

○ 加納康樹委員

すみません。

○ 小林博次委員長

じゃ、17。

○ 加納康樹委員

17はいいですよ。

○ 小林博次委員長

ええんやけど、隣があかんみたいやな。

○ 森 康哲委員

村山さんが。

○ 小林博次委員長

村山さんがあかんのか。

○ 森 康哲委員

村山さん忙しいやん。

○ 小林博次委員長

ちょっと拾ってくれよ。

○ 伊藤嗣也委員

16日午後ならあいてますよ。

○ 小林博次委員長

ちょっと待って。

16は難しいな。

農福連携ではほかの県から視察に来るやつを案内することになっているので。

理事者もメンバー交代があるもんな。

山本さん、発言機会をつくらんと悪かったね。最後に。

○ 早川新平委員

10分ぐらいしゃべってもうてもいい。

○ 小林博次委員長

13、17、27、1日。

そしたら、最初4月13日1時半。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 小林博次委員長

オーケー。

○ 樋口博己委員

視察が入っています。

○ 小林博次委員長

視察が入っておるの。

○ 樋口博己委員

今、日程調整中です。

○ 小林博次委員長

調整できる。

4月13日、1時半。

オーケー。

○ 樋口博己委員

オーケーです。

○ 小林博次委員長

では、13日の13時半、決定。はい。午後1時半。

[次回日程は4月13日と決定する。]

○ 小林博次委員長

そうするとこれ、条文素案はもう出せやんのか、出せるのか。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

ちょっとわかんないですけどね。もうとりあえず今日は閉めていただいて。

○ 小林博次委員長

条文素案。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

何とか行けるところまで。

○ 小林博次委員長

はい、それでは、先ほど調査研究を行っていただきました宿題部分の整理と、それから28から33の条文素案もあわせて、次に提示させていただきたいなどこんなふうに思っていますが、そんなふうに諮らせていただいてよろしいですか。ちょっと乱暴運転になりますけれども、済みませんがよろしくお願いします。

では、きょうはこれで終わりにします。

ありがとうございました。

12 : 16 閉議